

発災日からの記録【真備町】

災害名	平成30年7月豪雨（「特定非常災害」指定）		
市区町村名	倉敷市真備町		
発災日	2018年7月5日		
住宅再建に関する最初のお願事項	<p>り災証明書の受付・交付について この度の大雨による災害に関する「り災証明書」の受付・交付を、本庁福祉援護課、水島・児島・玉島支所福祉課で行っています。 被害状況の写真（現像してなくても構いません）をお持ちください。 写真は、次のような写真を撮影しておいてください。 ・住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真 ・被災を証明する必要がある家財・車両などの写真 ※写真撮影後は片付けを始めていただいて構いません。 申請時に提示した浸水の状況等の写真等については、市役所が同確認の際に必要となりますので、保存していただきますよう、あわせてご通知おきください。</p>		
発災日からの日数	発表日	支援や制度の内容	
7日後	2018年7月12日	り災証明書・被災証明書の交付開始 被害家屋の消毒 災害ごみの排出 場所などの案内	本庁福祉援護課 本庁環境衛生課 本庁一般廃棄物対策課
10日後	2018年7月15日	みなし（借上型）仮設住宅 提供告知 ※「全壊」のり災証明を受けた世帯に限り入居可	本庁住宅課
12日後	2018年7月17日	倉敷市でのみなし（借上型）仮設住宅入居申込 受付開始	本庁住宅課
14日後	2018年7月19日	市営住宅等 第1回目募集開始	本庁住宅課
		被災住宅の応急修理制度 告知開始 対象は、原則「半壊」「大規模半壊」のり災証明を受けた場合。 ただし「全壊」のり災証明を受け、応急修理実施により居住可能となる場合も対象。応急仮設住宅制度との併用不可。	本庁建築指導課
16日後	2018年7月21日	みなし（借上型）仮設住宅 入居開始	
18日後	2018年7月23日	被災住宅の応急修理 受付開始 緊急援護資金の貸付	本庁建築指導課 本庁福祉援護課
22日後	2018年7月27日	被災住宅の建築相談 告知開始	本庁建築指導課
25日後	2018年7月30日	被災住宅の建築相談開始（～8/10） 建設型仮設住宅 告知開始 ※全壊・大規模半壊・半壊し、住居としての再利用ができない世帯対象。 ただし借上型仮設住宅や市営住宅等に入居した方・被災住宅の応急修理制度を利用される方は申込み不可。	本庁公共建築課 本庁公共設備課
26日後	2018年7月31日	建設型仮設住宅 受付開始（～8/5）	
27日後	2018年8月1日	災害義援金制度 告知開始 ※住家被災世帯（全壊・大規模半壊・半壊）の世帯主対象 被災者生活再建支援金の告知。 ※住宅が全壊・大規模半壊・半壊・住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯が対象。	本庁災害義援金窓口 本庁被災者生活支援室 本庁福祉援護課
29日後	2018年8月3日	法務局特設相談 告知開始（8/29実施） ※建物滅失・権利証の紛失・所有権移転等の登記手続きなどの相談に 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士等が応じる。予約・料金は不要。	岡山地方方法務局倉敷支局総務課
30日後	2018年8月4日	災害義援金 受付開始 被災者生活再建支援金 受付開始	本庁災害義援金窓口 本庁福祉援護課
32日後	2018年8月6日	市営住宅提供開始・入居予定日（8/14）の連絡。 ※市営住宅等に入居する場合、応急仮設住宅（建設型仮設住宅・借上型仮設住宅）制度や応急修理制度の利用は不可。	本庁住宅課
		被災した家屋の解体・撤去の告知。 ※市に依頼する場合は9月上旬より受付開始。 すでに業者に費用を支払って行った場合は3/31まで申請可。	倉敷市公費解体コールセンター
35日後	2018年8月9日	災害援護資金貸付制度 告知開始（8/11～） 災害特別融資利子補給金制度 告知開始（8/11～） 住宅災害復旧等資金利子補給金 告知開始	本庁被災者生活支援室
36日後	2018年8月10日	災害復興住宅融資制度 告知開始 災害見舞金 振込開始	住宅金融支援機構中国支店 本庁福祉援護課
39日後	2018年8月13日	市営住宅 抽選により入居者決定	
41日後	2018年8月15日	解体ごみ（解体・撤去により生じた解体ごみ／リフォーム等、一部を解体して生じた廃棄物）の受け入れ開始 災害義援金 第2次配分の告知（8/22頃振り込み）	本庁一般廃棄物対策課 本庁災害義援金窓口
47日後	2018年8月21日	生活用品（寝具・炊飯器）の提供 告知開始。8/22～受付	
53日後	2018年8月27日	水洗便所改造資金利子補給金制度 告知開始 ※半壊以上が対象 災害復興住宅融資相談 相談会告知 ※開催は10月	住宅金融支援機構中国支店
57日後	2018年8月31日	市営住宅 第2回募集告知 9/3～受付開始 9/8-9 被災した家屋の解体・撤去に関する説明会を開催 （市に解体・撤去を依頼する場合）	倉敷市公費解体コールセンター
65日後	2018年9月8日	市に被災家屋の解体・撤去を依頼する場合の受付日 連絡（9/16～受付）	倉敷市公費解体コールセンター
71日後	2018年9月14日	市への解体・撤去依頼 受付開始	倉敷市公費解体コールセンター
73日後	2018年9月16日	住宅（空き家）・不動産の無料相談会 開催告知（9/28開催）	
78日後	2018年9月21日	市営住宅・県営住宅・国家公務員宿舎への一時入居 告知開始 ※居住家屋「全壊」「半壊（大規模半壊を含む）」世帯対象 応急仮設住宅（借上型仮設住宅・建設型仮設住宅）に入居・被災住宅の応急修理制度を利用する方の申込み不可 ※入居期間は入居許可日から2年	本庁住宅課
89日後	2018年10月2日	法律相談会 開催案内開始 ※開催は10月中旬	本庁生活安全課
110日後	2018年10月23日	復興懇談会 開催案内開始 ※開催は11月初旬	本庁災害復興推進室
267日後	2019年3月29日	借上型仮設住宅入居申込終了	
300日後	2019年5月1日	住宅再建資金の利子補給	
334日後	2019年6月4日	住まいの再建に関する意向調査実施	
361日後	2019年7月1日	岡山県災害復興住宅建設 資金等利子補給助制度の創設	